平成29年度　農業用機械等導入支援事業
第1次　募集応募開始のお知らせ

六戸町では、町の基幹産業である農業の中心的担い手農業者等が生産性向上及び経営の安定と効率化を図ることを目的とした農業用機械等の導入の支援として、予算の範囲内で補助金を交付します。

■　対象者

① 町内の認定農業者で六戸町人・農地プランの中心経営体に位置付けられた者または、予定者。
② 町内の認定新規就農者で六戸町人・農地プランの中心経営体に位置付けられた者または、予定者。
③ 町税等の滞納がない方。

■　要　件

※１次募集分は、平成２９年９月３１日までに機械が導入されること。

① 農産物の生産、加工及びその他農業経営に必要な農業用機械等(新品)であること。
② 成果目標の達成に直結するものであること。
③ １件当たりの価格(消費税及び地方消費税を含まない額)が５０万円以上であること。
④ 農業機械等の規格が補助対象者の経営規模に見合うものであること。
⑤ 国、県及びその他の補助事業の対象経費でないこと。
⑥ 既存の減価償却資産耐用年数未満の農業機械等の代替として、同種、同規模又は同能力のものを再度導入(いわゆる更新と見込まれる場合)するものでないこと。

■　農業用機械の種類

（１）　農業用機械
・トラクター　・田植機　・コンバイン　・播種機　・移植機　・収穫機　・調整機　・防除機・ロータリー
・ローダー　・モア・フォークリフト等
※トラクター等のアタッチメントは１機までとし、トラック、ショベルローダー、バックホー等の機械は除く

（２）　農業生産設備
・乾燥機　・籾すり機　・精米機　・選別機　・選果機　・処理機　・加工機　・冷蔵機　・包装機等
※建物、構造物は除く

（３）　ビニールパイプハウス
・施設園芸用ビニールパイプハウス
※設置費を含み水稲用ビニールパイプハウスは除く

■　補助金の額

事業費の２０％以内（千円未満切り捨て）

ただし、補助金交付上限額は、５００，０００円です。

※申請は事業実施３年間で１人又は１法人につき１回とし、農業機械等１件までとする。

■　応募期限

平成２９年４月１７日（月）～

平成２９年５月３１日（水）まで【申込期間厳守】

■　第１次募集分予算額

５００万円

■　応募用紙提出先

六戸町役場　産業課

■　応募に必要な書類

応募用紙、見積書、カタログの写し、固定資産税償却資産台帳(確定申告の減価償却資産)の写し、納税証明書
介護保険料・後期高齢者医療保険料納付証明書

注　意

通常購入価格で、導入する農業用機械等が対象で、*補助金交付決定前に導入した農業用機械等は対象外です。*

■　問合せ先

六戸町役場　産業課　（　TEL　0176-55-4495　／　FAX　0176-55-4619　）

裏　面

成果目標（５年後の目標）

目標項目	目標水準
(1) 農業の６次産業化	農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する場合
(2) 経営面積の拡大	経営面積が現状より拡大する目標である場合
(3) 耕作放棄地の解消	過去１年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権又は賃借権等により経営規模の拡大を行う場合
(4) 農業経営の法人化	法人化する計画を有している場合
(5)農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営を組み合わせ複合的な経営に取り組む場合
(6) 新規作物の導入	新たな作物等の導入に取り組む場合
(7) 農産物の品質向上	栽培及び管理技術の改善等により農産物の品質向上に取り組む場合
(8) 生産コストの縮減	栽培及び管理技術の改善等により経営コストの縮減に取り組む場合
(9) 雇用者の拡大	常時雇用の増加に取り組む場合
(10) 家族経営協定の締結	新たに家族経営協定を締結する場合